

「宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担」に関する質疑応答集

Q1 受診日当日の抗原検査で陽性確定となった場合、その日の全ての医療費が公費の対象となるのか。

A 公費の対象となるのは、陽性確定後に実施した、解熱剤などの新型コロナウイルス感染症に関連する治療となります（例：処方箋料、調剤薬局における薬剤費等）。

検査により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリアージ料などは、新型コロナウイルス関連の治療とは認められず、同日であったとしても公費負担とはなりません。この場合、保険診療、公費による検査、公費による治療が混在することになり、患者に一部負担金が発生することにご留意ください。

Q2 医療機関によっては、抗原検査で陽性の結果がでたとしても、それをもって陽性の確定診断とせず、その後 PCR 検査も実施し、PCR 検査での陽性判明をもって陽性の確定診断としている（または PCR 検査のみを実施している）。その場合は、どの時点からの医療費が公費の対象となると考えてよいか。

A 医療機関において、確定診断の根拠としている検査にて陽性が判明した以降の医療費が公費の対象となります。

- ・抗原検査での陽性結果をもって陽性の確定診断とする場合は、その抗原検査での陽性判明以降の処方箋、診察料等が公費対象となります。
- ・抗原検査の結果だけでなく、その後 PCR 検査も実施し、PCR 検査での陽性結果をもって陽性の確定診断とする場合は、その PCR 検査での陽性判明以降の処方箋、診察料等が公費対象となります。
- ・PCR 検査での陽性結果をもって陽性の確定診断とする場合は、その PCR 検査での陽性判明以降の処方箋、診察料等が公費対象となります。

また、どちらの場合においても、検査により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリアージ料などは、新型コロナウイルス関連の治療とは

認められず、同日であったとしても公費負担とはなりません。

Q3 公費対象となる自己負担額を患者から徴収しないのであれば、医療機関は、どのようにその分を請求すればいいのか。

A 後日、当該自己負担分に係る金額を審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会）に請求するようにしてください。

【公費番号】

公費負担者番号：28140606

受給者番号：9999996

Q4 患者から既に支払済みの自己負担額について返金の申し出があった場合は、どうしたらいいか？

A 原則は、県による償還払いにて対応しますので、管轄の保健所に相談するようご案内ください。なお、当月内で審査支払機関への請求前等、医療機関で対応可能な場合は返金対応していただいてもかまいません。その場合、後日、当該自己負担分に係る金額について、レセプトを修正のうえ、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会）に請求するようにしてください。

Q5 生活保護受給者等の患者を診療した場合でも公費の対象となるのか。

A 生活保護受給者等の患者の場合でも、同様に公費の対象となります。当該患者の公費に該当する医療費の自己負担額（10割分）を、社会保険診療報酬支払基金へ請求してください。（※国民健康保険団体連合会では生活保護受給者等の患者のレセプトは扱っていません。必ず社会保険診療報酬支払基金へ請求してください。）

Q6 発熱患者に PCR 検査を行い、薬剤処方を行った。PCR 検査の結果が数時間後に出るので一度帰宅してもらった。数時間後に結果が陽性と判明したため、再度、来院してもらい療養指導を当日（同日）に行った。この場合の帰宅する前に処方した処方箋料、薬剤料等は公費扱いになるのか。また、再診料等は公費扱いになるのか。

A 陽性確定後の処方箋等が公費の対象と整理していますので、帰宅する前に処方した処方箋料、薬剤料等は、陽性確定前に実施したものにあたりますので、公費対象とはなりません。また、再診料等については、陽性確定後に係るものになるので公費対象となります。

Q7 行政検査（抗原検査、PCR 検査）に係る公費請求についても、下記の公費番号で請求していいのか。

【公費番号】

公費負担者番号：28140606

受給者番号：9999996

A 行政検査に係る公費番号については、当該番号とは別の番号となります。また、自治体によって番号が異なりますので、ご注意ください。

《参考》【行政検査の公費番号】

(公費負担者番号)

・神奈川県(下記の市を除く。) 28140507

・横浜市 28141505

・川崎市 28142503

・横須賀市 28143501

・相模原市 28144509

・藤沢市 28145506

・茅ヶ崎市 28146504

・受給者番号 9999996 ※受給者番号は同じ

なお、行政検査に係る公費の対象となるのは、「検査料」と「判断料」となります。